

(証券コード 7501)
2025年2月6日
(電子提供措置の開始日 2025年1月30日)

株 主 各 位

東京都墨田区菊川三丁目1番11号
株 式 会 社 テ ィ ム コ
代表取締役社長 酒 井 誠 一

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第55期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tiemco.co.jp/company>



東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使
することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月26日(水曜
日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区菊川三丁目1番11号
当社本社 4階会議室
3. 目的事項
報告事項 第55期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会での株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。  
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。  
◎決議の結果については、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。  
(当社ウェブサイト <https://www.tiemco.co.jp/ir/release.html#p4>)



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年2月27日(木曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時30分)



### 書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年2月26日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットにより議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年2月26日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇株式会社 御中  
株主総会日 議決権の数 単位

| 議案  | 原案に対する賛否 |
|-----|----------|
| 第○号 | 賛 否      |
| 第○号 | 賛 否      |
| 第○号 | 賛 否      |

※議決権の数には1単位ごとに1個となります。  
お 願 い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりご返送ください。  
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく。  
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、マイナンバーカード/マイID/マイIDカード(以下「ID」)をスマートフォンにてログインし、議決権を行使いただく方法。

ログイン用コード  
ログインID 5432-9876-2358-DPS  
日本 5432-9876-2358-DPS  
マイナンバー 123456  
株主番号 123456

〇〇〇株式会社

0000 0000000012345425000 #12345123451989999913061001000123000112345678901234111111123

(ご注意)  
当時は、議案に賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があることを前提としてお取り扱いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する場合 >> 反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

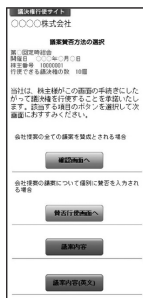
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

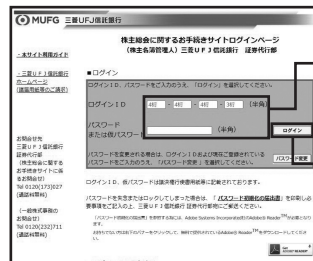
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、利益状況を勘案し株主の皆様への配当を重視した利益配分を行うことを原則としております。

このような方針に基づき、第55期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当の原資は「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円00銭 総額 29,718,168円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年2月28日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さかい せい いち<br>酒井 誠 一<br>(1968年7月11日生)   | 1992年11月 当社入社<br>1995年4月 当社社長室長<br>2003年2月 当社取締役社長室長<br>2007年2月 当社常務取締役社長室長<br>2008年6月 当社アウトドア部担当兼務<br>2010年12月 当社常務取締役アウトドア部担当<br>2011年2月 当社代表取締役社長(現任)<br>2021年11月 株式会社キャンパーズアンドアングラース<br>取締役(現任) | 177,400株   |
| 2     | すぎ もと やす のぶ<br>杉本 安信<br>(1963年10月19日生) | 1986年3月 当社入社<br>2008年6月 当社アウトドア部長<br>2011年2月 当社取締役アウトドア部長(現任)                                                                                                                                       | 1,000株     |
| 3     | せ と あき のり<br>瀬戸 昭 則<br>(1962年5月27日生)   | 1986年3月 当社入社<br>2014年12月 当社フィッシング部長<br>2021年2月 当社取締役フィッシング部長(現任)                                                                                                                                    | 900株       |
| 4     | おき わら こう じ<br>荻原 浩 二<br>(1970年4月10日生)  | 1993年4月 当社入社<br>2021年12月 当社管理部経理担当部長<br>2022年2月 当社取締役管理部長(現任)                                                                                                                                       | 6,200株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 事業報告

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)における日本経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加により緩やかな回復基調にあるものの、原材料及びエネルギー価格の高騰や円安進行など、物価上昇の継続による消費者マインドの改善に足踏みもみられました。

当社の関わるアウトドア関連産業のうち、釣用品市場では、コロナ禍における需要からの反動減による在庫調整局面が依然として続いており、猛暑や水害、地震などによる天候要因も加わって一段と厳しい市況となりました。

また、アウトドア衣料品市場は、春夏物衣料の販売については概ね順調に推移した一方、期初の記録的な暖冬や秋季の記録的な高温などが影響し、防寒衣料を中心とした秋冬物の販売が大きく落ち込みました。

このような状況の中、当社では収益確保に取り組んだものの、当事業年度の売上高は32億12百万円(前年同期比5.6%減)となりました。

さらに、仕入原価上昇による売上総利益率の低下や、人件費などの販売費及び一般管理費増加の影響を受け、営業損失は30百万円(前年同期 営業利益1億16百万円)となり、経常損失は24百万円(前年同期 経常利益1億18百万円)となりました。

また、関係会社株式評価損29百万円や店舗造作などの固定資産の減損損失26百万円を特別損失に計上したことや、法人税等調整額13百万円(前年同期 △3百万円)などの影響を受け、当期純損失は1億9百万円(前年同期 当期純利益1億8百万円)となりました。

### フィッシング事業

フィッシング事業に関しては、円安や海外需要の回復等により輸出は堅調に推移したものの、国内では3密を避けられるアクティビティとして高まったコロナ期需要からの反動減により在庫調整局面が続きました。また、観測史上最高となった昨年に並ぶ記録的な猛暑や各地で発生した水害、地震などによる釣行回数の減少などの影響を受け、市況は一層低調に推移いたしました。

ルアー用品についてはフィッシングロッド(釣竿)において売上を伸ばした商品があった一方、ルアー(擬似餌)やフライ用品など全般に販売が苦戦いたしました。

その結果、当事業年度におけるフィッシング事業の売上高は8億2百万円(前年同期比11.1%減)となり、セグメント利益(営業利益)は54百万円(前年同期比53.1%減)となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## アウトドア事業

アウトドア事業に関しては、12月～2月の期初において記録的な暖冬による防寒衣料や防寒小物の販売が低迷いたしました。その一方で、防虫素材(スコーロン)を使用した商品などを中心とした春夏物衣料の販売や、通信販売については概ね順調に推移いたしました。9月～11月の秋季において記録的な高温となったことなどが影響し、再び秋冬物衣料の販売が大きく落ち込みました。

その結果、当事業年度におけるアウトドア事業の売上高は23億89百万円(前年同期比3.6%減)となり、仕入原価上昇による売上総利益率の低下や、人件費などの販売費及び一般管理費増加の影響を受け、セグメント利益(営業利益)は92百万円(前年同期比50.3%減)となりました。

## その他

その他の主な内容は、不動産賃貸収入売上であります。賃貸面積の若干の縮小により当事業年度に関しては、その他売上高は19百万円(前年同期比3.9%減)となりました。その一方で修繕費が減少したことなどが影響し、セグメント利益は12百万円(前年同期比36.5%増)となりました。

(事業別売上高)

| 区 分      | 売上高(千円)   | 前期比(%) | 構成比(%) |
|----------|-----------|--------|--------|
| フィッシング事業 | 802,714   | 88.9   | 25.0   |
| アウトドア事業  | 2,389,698 | 96.4   | 74.4   |
| そ の 他    | 19,636    | 96.1   | 0.6    |
| 合 計      | 3,212,048 | 94.4   | 100.0  |

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等については、主として、直営店等の什器内装工事、新製品ルアー等の金型製作、ホームページのリニューアル等に98百万円の投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

世界的な物価上昇に加えて円安による影響も加わり、原材料価格や物流コスト等の上昇等、引き続き厳しい環境に置かれておりますが、こうした状況にも耐えうる社内体制を築き、安定した収益の確保を目指してまいります。

まず、全体的な取り組みとして、「お客様との接点」、「Ｅコマース（ＥＣ）分野」、「海外への展開」の強化を主軸として展開してまいります。

「お客様との接点」の強化について、当社では最終消費者を対象とした商品やサービスを提供しておりますので、お客様との結びつきを強める会員制度強化のほか、イベント、キャンペーン等を実施してまいります。

「ＥＣ分野」の強化については、今後、ますますＥＣ取引が拡大していくことが予想され、こうした外部環境に適応した商取引や商品構成、プロモーションに注力してまいります。

「海外への展開」については、主にフライフィッシングの分野について行っておりましたが、他分野においても世界のお客様に対して当社の関わるアウトドア・アクティビティを楽しんでいただけるように展開しております。

次に事業別における取り組みとして、フィッシング事業では、キャンプ等他のアウトドア・アクティビティとの融合により釣り人口の拡大を促すとともに、動画配信やソーシャル・ネットワークキング・サービス等のインターネットを活用した販売促進活動を引き続き強化することにより、収益の向上に努めてまいります。

アウトドア事業では、自社アウトドア衣料ブランド「フォックスファイヤー」の認知度向上と顧客数の増加を目指し、商品開発力の強化及び顧客サービスの向上ほか、直営店舗の事業効率化や販売チャネルの見直しを行い、収益向上に努めてまいります。

また、フィッシング事業とアウトドア事業の相互の有機的連携をさらに強化して、ティムコとしての総合力を活かしてまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 52 期<br>(2021年11月期) | 第 53 期<br>(2022年11月期) | 第 54 期<br>(2023年11月期) | 第 55 期<br>(2024年11月期)<br>(当期) |
|----------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                             | 2,951,839             | 3,290,029             | 3,403,076             | 3,212,048                     |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失(△) (千円)              | △14,660               | 119,885               | 118,744               | △24,796                       |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△) (千円)           | △9,666                | 126,036               | 108,691               | △109,271                      |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失(△) | △3円90銭                | 50円89銭                | 43円89銭                | △44円12銭                       |
| 総 資 産 (千円)                             | 5,461,143             | 5,727,429             | 5,752,011             | 5,536,524                     |
| 純 資 産 (千円)                             | 4,482,257             | 4,597,799             | 4,670,748             | 4,526,280                     |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(6) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)**

当社は、次に掲げる商品の輸出入、販売等を行っております。

| 区 分             | 主 要 営 業 品 目 |
|-----------------|-------------|
| フ イ ッ シ ン グ 事 業 | ルアー用品、フライ用品 |
| ア ウ ト ド ア 事 業   | アウトドア用品     |
| そ の 他           | 不動産賃貸業      |

**(7) 主要な営業所 (2024年11月30日現在)**

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 本 社               | 東京都墨田区  |
| 商 品 セ ン タ ー       | 千葉県習志野市 |
| フォックスファイヤーストア 31店 | 国内主要都市  |

**(8) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)**

| 従 業 員 数 |        | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 期 末 人 数 | 前期末比増減 |         |        |
| 69名     | 1名増    | 46歳5ヵ月  | 19年4ヵ月 |

- (注) 1. 従業員数には、契約社員等臨時従業員は含まれておりません。  
2. 契約社員等臨時従業員の期中平均雇用人数は112名であります。

**(9) 主要な借入先 (2024年11月30日現在)**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2024年11月30日現在）

- (1)発行可能株式総数 8,000,000株  
 (2)発行済株式の総数 2,476,514株（自己株式 863,481株を除く）  
 (3)株主数 2,321名  
 (4)大株主

| 株主名            | 持株数   | 持株比率  |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社スノーピーク     | 340千株 | 13.7% |
| 立花証券株式会社       | 300   | 12.2  |
| 酒井誠一           | 177   | 7.2   |
| 酒井貞彦           | 173   | 7.0   |
| 株式会社日本カストディ銀行  | 100   | 4.1   |
| 株式会社キャピタルギャラリー | 100   | 4.1   |
| 日本証券金融株式会社     | 98    | 4.0   |
| 大谷寛            | 95    | 3.9   |
| 酒井八重子          | 95    | 3.8   |
| 酒井由紀子          | 95    | 3.8   |

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（863,481株）を控除して計算しております。  
 3. 2021年1月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社キャピタルギャラリー及びその共同保有者である青山 浩氏が2021年1月22日現在で以下の株式を保有されている旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称         | 住所                  | 保有株式の数<br>(千株) | 株券等保有割合<br>(%) |
|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 株式会社キャピタルギャラリー | 東京都渋谷区南平台町9番18-311号 | 348            | 10.4           |
| 青山 浩           | 東京都渋谷区              | 3              | 0.1            |

- (注) 上記、株券等保有割合は発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合であります。

- (5)その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2024年11月30日現在）

| 地 位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 酒 井 誠 一 | 株式会社キャンパーズアンドアングラーズ 取締役                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役        | 杉 本 安 信 | アウトドア部長                                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役        | 瀬 戸 昭 則 | フィッシング部長                                                                                                                                                                                                                             |
| 取 締 役        | 荻 原 浩 二 | 管理部長                                                                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役        | 山 井 太   | 株式会社スノーピーク代表取締役社長執行役員<br>Snow Peak USA, inc. CEO<br>株式会社キャンパーズアンドアングラーズ 代表取締役社長<br>株式会社スノーピーク ローカルフーズ 代表取締役会長<br>Snow Peak Camp Operations, LLC CEO<br>Snow Peak Long Beach Real Estate, LLC CEO<br>株式会社スノーピークサーキュレーションコア代表取締役<br>会長 |
| 取締役(常勤監査等委員) | 増 田 豊   | 株式会社キャンパーズアンドアングラーズ 監査役                                                                                                                                                                                                              |
| 取締役(監査等委員)   | 後 藤 悠   | 株式会社ファイブテンコンサルティング 代表取締役<br>合同会社シックスズ 代表                                                                                                                                                                                             |
| 取締役(監査等委員)   | 菊 地 春市朗 | 株式会社ブレイクスルー 代表取締役社長<br>株式会社レピウス 取締役会長<br>株式会社北海道PVGS 取締役<br>株式会社イースト・コースト・ワン 取締役<br>株式会社GAKUSAI 取締役                                                                                                                                  |

- (注) 1. 取締役 山井 太氏、後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏は、社外取締役であります。  
2. 取締役 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、増田 豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2024年11月30日現在)

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|----------------|-----------------|--------|-------|-----------------------|
|                            |                | 固定報酬            | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 監査等委員でない取締役<br>(社外取締役を除く。) | 26,528         | 26,528          | —      | —     | 4                     |
| 監査等委員 (社外取締役を除く。)          | 5,040          | 5,040           | —      | —     | 1                     |
| 監査等委員でない社外取締役              | 4,800          | 4,800           | —      | —     | 1                     |
| 監査等委員 (うち社外取締役)            | 3,600          | 3,600           | —      | —     | 2                     |

(注) 監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ②取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第46期定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。また監査等委員の報酬限度額は、同第46期定時株主総会決議において年額17,000千円以内と決議いただいております。なお、決議時点において、支給枠に基づく報酬等の支給対象となる員数は取締役 (監査等委員を除く。) 5名、監査等委員3名であります。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年12月24日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬と、利益水準により変化する変動報酬 (取締役賞与等) を基本として構成され、原則として、金銭により支給されるものであります。

月例の固定報酬は、経営内容、世間水準、従業員給与等を考慮し決定され、また、変動報酬については、同報酬支給後に通期の利益水準が確保される場合に限り支給の対象となるものであります。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社において取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）個人別の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、上記方針に従い、代表取締役社長が個人別の報酬等の内容を起案し、取締役会の審議を経て決定されるものであります。個別報酬起案の権限を代表取締役社長に委任する理由は、代表取締役社長が当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うことが適任と判断しているためであります。

監査等委員の報酬は、報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況や社会情勢を考慮して、監査等委員である取締役の協議によって決定するものであります。

なお、当権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の意見陳述を踏まえることとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の処置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 山井 太氏の兼務先である株式会社スノーピークと当社は、営業上の取引関係があります。また、2019年4月に資本業務提携の締結を行い、2021年11月にキャンプ・フィッシング・食を融合した体験型施設の運営を目的とした、株式会社キャンパーズアンドアングラーズに共同出資しております。

取締役（監査等委員）後藤 悠氏及び取締役（監査等委員）菊地 春市朗氏は、他の法人の取締役等を兼務しておりますが、いずれの法人についても当社との間に取引関係はありません。

#### ②社外役員の主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割                                                                                                                                                     |
|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役            | 山 井 太   | 当事業年度開催の定例月次取締役会には、12回中9回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かして、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、当社の経営に有用な意見を述べております。                                                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 後 藤 悠   | 当事業年度開催の定例月次取締役会には、12回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の定例監査等委員会には、7回中7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行う等、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、社外取締役として期待する役割を果たしております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 菊 地 春市朗 | 当事業年度開催の定例月次取締役会には、12回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の定例監査等委員会には、7回中7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行う等、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、社外取締役として期待する役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                      | 支 払 額    |
|--------------------------|----------|
| 会計監査人としての報酬等の額           | 14,600千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,600千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会が、アーク有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、会計監査人の監査計画及び監査日数の内容、報酬見積りの算定根拠などについて確認し、当社の規模を考慮し他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況等  
会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制に係わる規程の作成、体制の整備を図り、行動規範とする。
  - ② コンプライアンス担当取締役を置き、法令及び社会規範の遵守のための社内教育を実施する。
  - ③ 社内のコンプライアンス上の問題点の把握に努め、問題点を発見した場合の内部通報の体制の整備を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書の保存・管理の取締役責任者の選定をし、文書管理規程の機密文書等の取り扱いに従い取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ② 取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① コンプライアンス、季節変動と自然災害、環境、品質、著しい経済変動、輸出入における政治・経済情勢の変化及び法規制、情報セキュリティ等に係わるリスク管理については、各部門の担当取締役が行うものとする。
  - ② 新たなリスク発生時には取締役会において速やかに対応責任者を選定する。
  - ③ 管理部は、会社全体のリスクの発生を防止するため、各部門の担当取締役と情報の共有を図り網羅的に全体のリスクを管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、法令で定められた事項をはじめとする経営に係わる重要事項の決定を行う。
  - ② 迅速な意思決定を図るため、社長、各取締役、各部長から構成される部長会を適時開催し、目標達成のための情報の共有化を図り、重要案件の討議を行う。
  - ③ 取締役会における年度予算を策定し、修正予算を組み、月次・四半期業績の報告、具体的改善策と実施結果の検証を行う。
- (5) 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項
  - ① 監査等委員会は、当社の社員に監査業務に必要な事項を指示できるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員はその指示に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び所属部門長等の指揮命令は受けけないものとする。
  - ② 当該監査業務補助社員の任命、異動等については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。



- (6)取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告を受けた者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報体制下における通報の状況等を報告する。また、取締役及び社員は監査等委員会から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査等委員又は監査等委員会に必要な報告を行う。
  - ②監査等委員会には、稟議書その他主要な重要書類を回付し、また要請があれば直ちに関連資料等を提出する。
  - ③監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員会は、監査業務を適切に遂行するため代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、業務執行者との意思疎通、情報交換等を図り監査を実施する。
  - ②監査等委員会は、監査の実施に当り、法律、会計面に関する社外からの公正かつ適切な助言、指導等を受けるため、専門の弁護士や会計監査人とも相互連携する。
- (8)監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をした時は、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9)反社会的勢力排除に向けた基本方針
- ①反社会的勢力の排除に向け、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
  - ②当社社長室を窓口とし、警察及び弁護士との連携のほか、本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、暴力排除活動の促進に積極的に参加する。
- (10)業務の適正を確保するための運用状況の概要
- 当社は、財務報告の適正を確保し、法令を遵守した効率的な事業運営を目的として、内部統制システムを構築しております。全社横断的な視点から内部統制システムを整備するとともに運用状況を評価し、必要に応じて当該担当部署に改善指示を行うことにより、内部統制システムの実効性を向上させております。

~~~~~

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分比は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,716,831	流動負債	767,546
現金及び預金	1,616,605	支払手形	505,101
受取手形	9,035	買掛金	19,435
電子記録債権	62,258	リース債務	925
売掛金	524,789	未払金	76,885
商貯蔵品	1,407,053	未払費用	45,909
前払品金	32,899	未払法人税等	18,882
前払費用	708	前受金	3,144
未収消費税等	25,509	契約負債	11,218
その他の金	7,089	返金負債	64,669
貸倒引当金	31,955	預り金	17,453
	△1,073	賞与引当金	1,318
固定資産	1,819,693	資産除去債務	2,600
有形固定資産	1,089,000	固定負債	242,698
建物	427,189	長期未払金	17,444
構築物	2,363	退職給付引当金	183,056
機械装置	0	受入保証金	4,973
車両運搬具	2,333	資産除去債務	37,224
工具器具備品	3,115	負債合計	1,010,244
土地	653,376	(純資産の部)	
リース資産(有形)	621	株主資本	4,532,546
無形固定資産	45,000	資本金	1,079,998
商標権	5,142	資本剰余金	3,834,701
ソフトウェア	35,616	資本準備金	3,261,448
リース資産(無形)	219	その他資本剰余金	573,253
電話加入権	4,020	利益剰余金	95,905
投資その他の資産	685,692	利益準備金	74,205
投資有価証券	593,734	その他利益剰余金	21,700
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	21,700
長期前払費用	697	自己株式	△478,060
繰延税金資産	36,274	評価・換算差額等	△6,265
敷金及び保証金	54,986	その他有価証券評価差額金	△6,265
資産合計	5,536,524	純資産合計	4,526,280
		負債・純資産合計	5,536,524

損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,212,048
売上原価		1,724,880
売上総利益		1,487,168
販売費及び一般管理費		1,517,234
営業損失		30,065
営業外収益		
受取利息	241	
有価証券利息	3,997	
為替差益	992	
その他の営業外収益	379	5,610
営業外費用		
その他の営業外費用	341	341
経常損失		24,796
特別利益		
固定資産売却益	78	78
特別損失		
固定資産除却損	624	
減損損失	26,171	
関係会社株式評価損	29,999	56,796
税引前当期純損失		81,514
法人税、住民税及び事業税	14,698	
法人税等調整額	13,057	27,756
当期純損失		109,271

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2023年12月1日残高	1,079,998	3,261,448	573,253	3,834,701	74,205	160,689	234,895
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△29,718	△29,718
当期純損失(△)						△109,271	△109,271
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△138,989	△138,989
2024年11月30日残高	1,079,998	3,261,448	573,253	3,834,701	74,205	21,700	95,905

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年12月1日残高	△478,060	4,671,535	△786	△786	4,670,748
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△29,718			△29,718
当期純損失(△)		△109,271			△109,271
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△5,478	△5,478	△5,478
事業年度中の変動額合計	—	△138,989	△5,478	△5,478	△144,468
2024年11月30日残高	△478,060	4,532,546	△6,265	△6,265	4,526,280

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～50年
工具器具備品 2～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
定額法
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職金の支給に備えるため、当社では簡便法を適用しており、自己都合退職による期末要支給額から、中小企業退職金共済制度による給付相当額を控除後の金額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)商品の販売に係る収益認識

当社は、フィッシング事業とアウトドア事業を展開しており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね4ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2)値引き及び返品に係る収益認識

当社は、国内の専門店や百貨店、ショッピングセンター等の取引先に対して商品を販売しておりますが、当該取引先への値引き及び返品については、販売実績に対して概ね一定の割合で発生していることから、過去における取引先毎の実績から算定した値引き及び返品等の見積りを契約に定める価格から控除すべく、返品に係る負債及び値引に係る負債を認識し、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

(3)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ポイントプログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを発行しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイント付与時に負債を認識するとともに、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 36,274千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は36,906千円)

(2)識別した項目に係る会計上の見積り内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算(加算)一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,902,293千円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 3,673千円
電子記録債権 8,378千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。
売掛金 1,955千円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「個別注記表（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
栃木県佐野市他	事業用資産	建物及び長期前払費用	—

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準単位としてグルーピングを行っております。

当社は、当事業年度において営業活動から生ずる収益が継続してマイナスとなる見込みの店舗について、将来の収益予想の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に26,171千円計上しております。

その内訳は、建物25,889千円、長期前払費用282千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

3. 関係会社株式評価損

当社が保有する関係会社株式（非上場株式1銘柄）について、取得価格に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理による関係会社株式評価損を29,999千円計上しております。

4. 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高 14,346千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式／普通株式(株)	3,339,995	—	—	3,339,995
自己株式／普通株式(株)	863,481	—	—	863,481

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	29,718	12.00	2023年11月30日	2024年2月29日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	その他 資本剰余金	29,718	12.00	2024年 11月30日	2025年 2月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

長期未払金	5,342千円
退職給付引当金	56,060千円
棚卸資産評価損	7,624千円
未払事業税	4,443千円
資産除去債務	12,681千円
繰越欠損金	40,436千円
減損損失	431,579千円
その他	15,609千円
繰延税金資産小計	573,776千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,492千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△503,376千円
評価性引当額小計	△536,869千円
繰延税金資産合計	36,906千円

2. 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△631千円
繰延税金負債合計	△631千円
繰延税金資産の純額	36,274千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については仕入計画に照らして、その一部資金を銀行等金融機関からの借入にて調達し、資金運用については安全性の高い金融商品に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る信用リスクは、債権管理規程及び販売管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式や、高格付社債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに未払金は、殆どが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、役員退職慰労引当金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含まれておりません(注)4.をご参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	593,734	593,734	-
(2) 敷金及び保証金	54,986	54,307	△679
資 産 計	648,720	648,041	△679
(1) 長期未払金	17,444	16,189	△1,254
負 債 計	17,444	16,189	△1,254

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
 2. 「投資有価証券」の時価については、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。
 3. 「敷金及び保証金」及び「長期未払金」の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。
 4. 市場価格のない株式等

(千円)

区分	当事業年度 (2024年11月30日)
関係会社株式	0

関係会社株式については、市場価格がないことから、上表には含めておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 受取手形	9,035	-	-	-
(2) 電子記録債権	62,258	-	-	-
(3) 売掛金	524,789	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(公社債)	-	197,349	396,385	-
資 産 計	596,084	197,349	396,385	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
地方債	—	197,349	—	197,349
社債	—	396,385	—	396,385
資産計	—	593,734	—	593,734

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	54,307	—	54,307
資産計	—	54,307	—	54,307
長期未払金	—	16,189	—	16,189
負債計	—	16,189	—	16,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、個人ごとの退任時期を見積り、当該退任時期に基づいて国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資損失の金額	15,222千円

(関連当事者との取引に関する注記)

記載すべき重要な取引はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	フィッシング 事業	アウトドア 事業	計		
ルアー用品	231,721	—	231,721	—	231,721
フライ用品	487,690	—	487,690	—	487,690
その他フィッシング用品	83,302	—	83,302	—	83,302
アウトドア衣料	—	2,065,906	2,065,906	—	2,065,906
その他アウトドア用品	—	323,791	323,791	—	323,791
顧客との契約から生じる収益	802,714	2,389,698	3,192,412	—	3,192,412
その他の収益	—	—	—	19,636	19,636
外部顧客への売上高	802,714	2,389,698	3,192,412	19,636	3,212,048

(注) 「その他」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸事業であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を分解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

契約負債の期首及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債（期首残高） 7,907千円

契約負債（期末残高） 11,218千円

(注) 1. 当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは7,907千円であります。

2. 契約負債は、主に当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高及び商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,827円68銭
2. 1株当たり当期純損失 44円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月16日

株式会社 ティムコ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	二口 嘉保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長井 裕太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティムコの2023年12月1日から2024年11月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月16日

株式会社ティムコ	監査等委員会
常勤監査等委員	増 田 豊 ㊟
監査等委員	後 藤 悠 ㊟
(戸 籍 名	谷 口 悠)
監査等委員	菊 地 春市朗 ㊟

(注) 監査等委員 後藤悠氏及び菊地春市朗氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

当社本社 4階会議室

東京都墨田区菊川三丁目1番11号 TEL : 03 (5600) 0122



交通

地下鉄 都営新宿線「菊川駅」下車（A4出口）徒歩約3分

J R 「錦糸町駅」より

都営バス（築地駅前行）菊川三丁目下車徒歩約3分

※J R 錦糸町駅より都営バスをご利用の方は、右図をご参照ください。

- ◎株主総会での株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- ◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

